最初連結事業年度が平成28年４月１日から平成30年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.4とする。）を、令和２年旧法第53条第６項第１号に規定する普通法人（令和２年旧措置法第68条の100第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は令和２年旧法第53条第６項第２号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあっては100分の20を乗じて計算した金額を記載すること。

３　「当期控除額⑤」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ㈠に掲げる金額が㈡に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

⑴　第６号様式別表１を提出する法人

㈠　この明細書の「当期控除額⑤」の「計」、第６号様式別表２の「当期控除額⑤」の「計」、第６号様式別表２の２の「当期控除額⑤」の「計」、第６号様式別表２の３の「当期控除額⑤」の「計」、第６号様式別表２の４の「当期控除額⑤」の「計」及び第６号様式別表２の８の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額

㈡　第６号様式別表１の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額を控除した金額

⑵　第６号様式別表１の３を提出する法人

㈠　この明細書の「当期控除額⑤」の「計」及び第６号様式別表２の８の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額

㈡　第６号様式別表１の３の「差引個別帰属法人税額（（①＋②）と（①の括弧書）のうちいずれか多い額）又は差引法人税額（①＋②）③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額

４　令和２年改正法附則第５条第４項において準用する法第53条第５項又は令和２年旧法第53条第７項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（これらの規定に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内事業年度（これらの規定に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属調整額（これらの規定に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。）とこれらの規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額（令和２年改正法附則第５条第４項において準用する法第53条第３項又は令和２年旧法第53条第６項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

第六号様式別表二の八（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十四　挿入］

第６号様式別表２の８記載要領

１　この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税

までの間に開始したものである場合は100分の23.4とする。）を、法第53条第６項第１号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第53条第６項第２号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあっては100分の20（当該最初連結事業年度（２以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度）が平成24年４月１日前に開始したものである場合は、100分の23）を乗じて計算した金額を記載すること。

［新設］

３　法第53条第７項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内事業年度（同項に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属調整額（同項に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額（同条第６項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

第六号様式別表二の二（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十三　挿入］

第６号様式別表２の２記載要領

１　この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額（法第53条第９項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。